

経済産業大臣 平沼赳夫 様
原子力安全・保安院長 佐々木宜彦 様
資源エネルギー庁長官 岡本 巖 様

東京電力等による一連の原発検査ひび割れ隠し データ改ざん問題に関する公開質問状

東京電力の自主点検データ改ざん問題に端を発する電力会社による一連の原発定期検査・自主点検におけるひび割れ・損傷・欠陥隠し、データ改ざん、偽装工作のひどさには目を覆うばかりです。東京電力は「組織的な行為」だったと抽象的に結論づけるだけで組織内の各個人がどのように組織的に行ったのかを解明することなく、早々と会長・社長を含む幹部の処分を行いました。しかし、そのすぐ後で、より深刻な格納容器漏洩定期検査の妨害疑惑が発覚しています。20数年前に始まり、10数年前から本格的に行われてきた検査のゴマカシは組織的であり、主な機器全体に及び、かつ継続的です。一連の事件は、経済性のない危険な原発をムリヤリ動かすために起きたのであり、根は深いのです。徹底した糾明以外に問題の深さを解明し解決することはできないと思われまます。にもかかわらず、経済産業省や原子力安全・保安院は、身内の軽すぎる処分です事を済ませようとし、電力会社の刑事告発や行政処分に乗気でないことは見え見えです。規制される側と規制する側がなれ合いの猿芝居で事態を早く収束させたいとの思惑がありありと出ています。

定期検査や自主点検で余りにもひどいゴマカシが明らかになり、検査を実施する主体の企業倫理の欠如が明白であり、法令を遵守しないシステムが存在しているにもかかわらず、一層ゴマカシやすい検査制度へ変更しようとしているのは全く理解できません。国民を馬鹿にしているとしか思えません。これ以上、原子力村の暴走を黙ってみているわけには行きません。ここに公開質問状を提出しますので、真摯に2週間以内に文書回答されるよう強く求めます。

(10月2日に第1次提出、15日に最終提出、第1次提出分の修正箇所は最後の「注」参照)

1. 経済産業省等の責任について

(1) 原子力安全・保安院(以下「保安院」)は8月29日に東京電力による自主点検データ改ざん問題を公表した際、原発8基でひび割れなどが修理されずに残っており技術基準不適合の疑いがあるにもかかわらず、運転継続を容認しました。立地自治体の抗議を受けて東京電力が自主的に運転停止ひび割れを点検することになりました。保安院として、技術基準不適合による法令違反の疑いを根拠として、直ちに運転を停止して検査・修理するように求めるべきでだったと私たちは考えますが、いかがですか。

(2) 保安院は、福島第一原発6号の定期検査の最終試験を8月30日に行う予定でしたが、中止を宣言したまま調整運転の継続を黙認しています。1991年の美浜事故の際も調整運転のまま長期運転を容認しましたが、これでは定期検査で合格しないままの営業運転を公然と認めることになりまます。定期検査に合格していない原発をいつまで調整運転できるのですか。直ちに運転停止を命じるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(3) 保安院は7月9日に提出された柏崎刈羽1号、福島第二3・4号の定期安全レビューを1ヶ月後の8月8日に妥当と評価し、その1ヶ月後の9月13

日にこれら3基を含め福島第一原発1～5号、福島第二原発2～4号、柏崎刈羽1号の計9基について定期安全レビューの評価結果を撤回しています。なぜ、8月8日に妥当と評価したのですか。また、福島県や新潟県から指摘されるまで、なぜ、撤回しなかったのですか。これは、保安院自身が定期安全レビューをいい加減にしかやっていないことの証明だと私たちは考えますが、いかがですか。

定期安全レビューを撤回する前日に、年4回行われる定期保安検査の結果を発表し、福島第一、第二、柏崎刈羽のどの原発も「保安規定に違反する事項は認められず、特に問題がなかった」としています。「問題の自主検査は保安規定に定められていない。」「調査の対象が違う以上、トラブル隠しに触れることはできず、結果を淡々と報告した」としていますが、定期安全レビューに対しては「事故・故障等発生への対応、事故・故障等の経験反映状況、保守管理等に関しては、事実を照らして適切とは認められなくなることから・・・経済産業省として妥当とした評価を撤回することとする」としながら、定期保安検査ではなぜ妥当だと言えるのですか。定期保安検査の評価も撤回すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(4) 保安院は、告発を受けてから調査・公表まで2年間を要した理由を8月29日、告発者は告発当時GE社員であり、不利益にならないよう慎重に調査した、告発者から身元を開かしての調査に同意を得たのが2001年11月頃でGEへの問い合わせがそれ以降となった、と説明しています。しかし、については、2000年7月3日付け告発状で「身元が分かると再就職活動に支障が出る」と記し告発者がGEを解雇された身分であることは当初より明らかでした。保安院は9月4日、告発当時すでに告発者はGEを解雇されていたと訂正しています。については、2000年11月3日付け2回目の告発状で「身元を明かしていい」と記されており、松永保安院次長が9月12日、当初発表より1年前すでに同意が得られていたと訂正し

ています。告発者から2000年11月21日に届いた8月7日付け回答FAXで「身元を明かさないうでほしい」と記されていたのは、あくまで8月7日時点の話であり、このFAXで保安院が混乱することはあり得ません。

これらは、東京電力が保安院に対して虚偽報告を行ったのと同様、保安院が自らの失策を糊塗するため国民に対し虚偽報告を行ったことになり、その責任は重大だと私たちは考えますが、いかがですか。

(5) JCO事故の教訓から原子炉等規制法を改正し、2000年7月1日に施行された内部告発制度と保安検査の権限を使って、東電に対し法令に基づく立ち入り調査を行うべきだったと私たちは考えますが、いかがですか。

保安院は、告発を受けてすぐに米国在住の告発者と連絡をとって告発内容の確認を行うことなく、告発状の届いた翌日、東電に告発内容を電話で通知していますが、これは告発内容に関するさらなる証拠隠滅などの偽装工作を東電に促す措置であり、原子炉等規制法違反だと私たちは考えますが、いかがですか。

保安院は2000年11月13日に告発者から身元開示の同意を得ながら、「GEへの調査は当面しない」ことを内部決定しています。にもかかわらず、同年12月25日には告発者自筆のサイン入り検査記録や、告発者が福島第一原発の東電側点検担当者と交わした実名の会話記録などを添付し、告発者を被告発者に売り渡す行為を行っています。これは、保安院による原子炉等規制法違反だと私たちは考えますが、いかがですか。

保安院は、告発を受けながら、基本的には東電社内での「自主調査」に任せ、2000年9月28日に任意の立ち入り調査をアリバイ作りのために行っただけで、GEへの調査も行わないと決定し、院内に設置した調査機関「申告委員会」を2000年12月末からの約8ヶ月および2001年末から約8ヶ月、延べ1年4ヶ月間に一度も開かず、告発を棚上げ状態に置いています。GEIIやGEからの情

報提供によって初めて、自らの責任が問われる段階になってようやく、仕方なく本格調査に乗り出したにすぎません。

これらはJCO事故を教訓として原子炉等規制法を改正して導入された告発申告制度と保安検査制度を保安院自身がサボタージュし、法令に定められた告発者保護をしなかった上、国民に虚偽報告をしたこととなります。その責任は極めて重大だと私たちは考えますが、いかがですか。

(6) 保安院の佐々木宜彦院長は2001年1月の院発足当時から事実関係を把握していましたが、平沼赳夫経済産業相と村田成二事務次官が事実を知らされたのは公表前日の今年8月28日であり、資源エネルギー庁岡本巖長官にはその翌日の午後に伝達されたと報道されています。JCO事故の教訓として原子炉等規制法を改正して設けた内部告発制度と保安検査システムの適用第1号であるにも関わらず、また、その内容が悪質な虚偽報告であるにもかかわらず、公表直前まで2年間も大臣に報告しなかったのは、経済産業省自身が「都合の悪い情報は社長にまで上げない」東京電力の体質と同じだと私たちは考えますが、いかがですか。また、大臣自身も、そのように促さなかった責任は重大だと私たちは考えますが、いかがですか。

(7) 保安院はこれまでサボタージュしていた原子力施設安全情報申告制度を新設する方針を打ち出し、9月に原子力施設安全情報申告調査委員会を設置し、来年度には内部告発の窓口から調査結果までを一括管理する「申告調査課」(仮称)を新設する方針を打ち出しました。しかし、これまでの経緯を見れば、電力会社と一体になった経済産業省や原子力安全・保安院の下に内部告発の調査機関を設置するのは、告発もみ消しにつながるだけであり、経済産業省から独立し、調査権限と調査能力のある告発受け入れ機関を設けるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(8) 保安院は、2004年4月設立予定だった原子力

規制の独立行政法人「原子力安全基盤機構」(仮称)を来年度に前倒し設立する方針を打ち出し、今秋の臨時国会に関連法案を提出する方針です。保安院は、電気事業法で定める定期検査、原子炉等規制法で定める保安検査や自主検査の一部業務をこの機構へ移管しようとしています。これは国による検査の一層の手抜きにつながるのではないかと私たちは危惧しますが、そうならないという保証はどこにあるのですか。

(9) 9月13日に自主点検で見つかった日本原燃の配管接続ミスも、経済産業省は書類審査だけのチェックで合格にし、ミスを見抜けませんでした。事業者任せと事業者とのなれ合いの検査が厳しく批判されており、それを防ぐには今や常識となっている厳しい監査システムが行政にも不可欠だと私たちは考えますが、いかがですか。経済産業省や原子力安全・保安院から独立した強大な検査機関による検査のダブルチェック体制を整備し、そこが監査も担うような体制が不可欠だと私たちは考えますが、いかがですか。

(10) 保安院は9月30日、東京電力の当初の29件の不正について刑事告発や行政処分を最終的に見送りました。その理由は(a)問題のシュラウドはすでに修理・交換されており、電気事業法で定める技術基準に適合していないかどうか確認できない、(b)常に新品状態を求めるなど国の技術基準そのものに問題があった、(c)既に時効(3年)を迎えている、というものです。

8月29日の不正発表から2週間後の9月13日夜に「刑事告発や行政処分は見送る」と発表し、批判を受けて9月18日に平沼経済産業相が撤回、9月25日には佐々木院長が参議院決算委員会で「法律に基づいて必要な措置をとることはあり得る」と述べていたものです。その5日後に告発等の見送りを最終決定しています。9月18日および25日に見送りを撤回した理由は一体何だったのですか。上記の理由(a)~(c)は9月13日の時点でも言えたことではないのですか。

結局、機器に問題が起きたら黙ってさっさと交換してドラム缶にコンクリートで固めて証拠隠滅を図るか、3年間の時効まで隠し通せば済むという教訓を電力会社に与えることになりませんが、それでよいと考えているのですか。

また、上記(b)については告発見送りの理由にはなり得ません。電力会社にとっては「問題があった」のかもしれませんが、立地点住民や国民にとっては何ら「問題」ではありません。むしろ、「新品と同じ状態であることを定期検査で確認しているから大丈夫だ」と電力会社自身が言ってきたことです。法令を守れないのであれば、原発を動かす権利はないと私たちは考えますが、いかがですか。保安院は、国民の立場ではなく、不正を行った電力会社の立場からしか不正問題を見ていないと私たちは考えますが、いかがですか。

(11) 報道によれば、元東電幹部の笹木謙右氏は次のように述べています。1970年代半ばに旧通産省の検査官が「配管にひび割れの兆候がある」という報告書を突き返し、「運転はいいが、インディケーションはだめだ。この話がもし表に出たら、こっちは知らない」と突き放し、「異常なし」に書き替えた報告書を受け取った。-----これが事実だとすれば、ひび割れの兆候への対策を指示せず、報告書の書き方にクレームを付けることで事実上書き直しを迫ったのは虚偽記載の共犯だと言えます。保安院は、これに関する調査を行ったのですか。これが事実だとすれば、旧通産省時代に法令違反を助長したことになり、重大問題だと私たちは考えますが、いかがですか。

(12) 保安院は9月30日、東京電力に対し、電気事業法と原子炉等規制法に基づき、福島第一、第二原発の全原発10基について、運転開始から現在まで過去31年に及ぶ原子炉格納容器気密試験に関する定期検査と自主点検のデータおよび資料を提出するよう報告徴収命令を出しました。また、東電担当者呼んで聞き取り調査を行い、日立製作所にも社内調査を要請しています。東京電力は

日立と共謀して、定期検査を妨害し、合格しないものを合格させて運転していた事実が、少なくとも福島第一1号で判明したわけですから、直ちに東京電力の全原発の運転を停止させ、全格納容器の気密保持試験を厳格に実施すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。これについては、刑事告発と厳しい行政処分を行うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。保安院は、検査官が本当に事実を知らなかったのかどうか、検査官が東京電力に「何らかの指導」をしたことがなかったのかどうか、徹底調査すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

東京電力の社内調査委員会の調べで9月26日、福島第一1号の1989年10月の蒸気乾燥器修理記録を故意に破棄したことが判明し、自主点検で見つけた一連の損傷に関する記録の一部も故意に破棄された疑いがでています。東京電力が悪質な証拠隠滅工作をしていたことが判明しており、格納容器検査のデータも証拠隠滅されているおそれがあります。この件については直ちに刑事告発すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(13) 再循環系配管にひび割れ及びひび割れの兆候の報告が9月20日にあった柏崎刈羽1・2号、福島第一1～5号、福島第二3号、浜岡1・3号、女川1号に対し、保安院は翌日、法令に基づく立ち入り検査を実施しています。10月1日の中間報告では、暫定評価だと断ってはいますが、国への情報提供がなかったことだけを問題にし、福島第一1号では2系統で12カ所、ひびの深さは最大13mm程度、長さは全周にわたるものがあるという深刻な状況であるにもかかわらず、技術基準適合義務違反には問うていません。これらのひび割れを国に報告さえしておけば、そのまま運転できたかのようなのですが、保安院はそのように考えているのですか。一体どのような状態にまで亀裂が進んだら、現行法令でいう技術基準適合義務違反になると、保安院は考えているのですか。このようなひび割れた状態で、M7クラスの直下地震に耐えられる保証はあるのですか。

また、この配管は定期検査の対象にもなっており、自主検査で用いられた装置の方が高精度だという皮肉な結果も得られています。保安院がこの事実を今まで知らなかったとすれば、それ自体が大問題だと私たちは考えますが、いかがですか。

(14) 電力会社から国へ報告される事故には、電気事業法や原子炉等規制法に基づく「法律対象」の報告事象と1977年3月通産大臣通達による「通達対象」の報告事象とがあります。1985年以降、法律対象の報告件数は15～25件で推移していますが、通達対象の報告件数は1980年代後半が20～30件に対し、1990年代には10件程度へ激減しています。特に「機器の軽微な故障」の報告件数が激減しています。これは東京電力で隠蔽された自主点検によるひび割れ等の「機器の軽微な故障」が隠されたからではないかと推定されます。東京電力の点検データ改ざん事件は、事故件数や原子炉スクラム回数が少ないことを日本の原発の優秀さの証明だとしてきた電力会社の主張がいかにもデタラメであったかを示しています。このような事故隠しの体質を徹底的に暴き出し、膿を出し尽くすことこそが原子力安全・保安院の仕事ではないかと私たちは考えますが、いかがですか。

その意味では、9月27日に経済産業省の出した処分は6名にとどまり、平沼赳夫経産相が報給20% 2ヶ月間自主返納、佐々木院長が戒告と給与10% 1ヶ月間自主返納と極めて軽い内容になっています。処分の重さは問題の重大さと経済産業省の決意を国民に示すものであり、軽すぎる処分は、あれだけの法令サボタージュや法令違反をやっているにもかかわらずこの程度の処分です済むというメッセージを省内や国民に送ることになります。経済産業省自ら、時代を遡って、電力会社とのなれ合いの実態を暴き、矯正するために、関係者を厳罰に処し人心を一新して、原子力村以外の委員からなる調査委員会を組織し、徹底した省内調査を行うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

今回の省内処分は、東京電力の当初の29件に限った処分であり、現在調査中の全電力会社に関

する不正については追加の処分が当然行われるものと私たちは考えますが、いかがですか。

2. プルサーマル・再処理・原発政策について

(1) 東電は保安院の調査に全面協力するとした8月7日の時点で、「プルサーマル計画を凍結させるため、新潟県知事らへ『問題を抱えている』と内々に伝えさせてほしい」と要望し、さらに、プルサーマル計画を当面凍結するよう原子力政策を担当する資源エネルギー庁へ「問題」を伝達するように求めたと報道されていますが、それに間違いありませんか。保安院は、これにどのように対応したのですか。東京電力の要望を資源エネルギー庁へいつ「伝達」したのですか。経済産業省や資源エネルギー庁は東電によるデータ改ざんを知りつつ、自治体に伝えず、プルサーマル計画をあくまで推進する方針をとったと私たちは考えますが、いかがですか。

(2) 新潟県では、県知事・柏崎市長・刈羽村長が1999年春のプルサーマル事前了解を取り消し、柏崎市議会が国と東京電力にプルサーマル計画中止を求める決議を採択しています。福島県では、県知事が「事前了解は白紙撤回された」との認識を示し、檜葉、富岡、大熊、双葉の4町長と町議会議長が「プルサーマル計画実施の凍結」を求める意見書を平沼経産相に提出し、福島県議会が「県内でのプルサーマル実施の停止」を国に求める意見書を全会一致で採択し、平沼経産相に提出しています。

福井県でのプルサーマル計画の中止に続いて福島と新潟で中止になった現在、全国のどこでもプルサーマル計画を実施できることはありません。経済産業省として、この事実を直視し、プルサーマル計画を白紙撤回し、六ヶ所再処理工場の建設と稼働を中止すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(3) 経済産業省はプルサーマル計画の中止に伴

い、使用済み核燃料の原発サイト内での数年～数十年間の中間貯蔵方策の検討を開始し、村田成二事務次官は「今の時点で根本からの政策見直しを急ぐことはない」が「対応策がないなら工夫せねばならない」と述べ、核燃料サイクルの政策見直しの可能性を示唆しています。行き場のない使用済み核燃料を原発サイト内にため続けることは、立地自治体に対する無責任な対応だと言えます。プルサーマルが中止された以上、使用済み核燃料をどうするのかという点での地元合意や国民的合意が得られないまま、これまで通りにこれを生み出し続けることはもってのほかです。使用済み核燃料を生み出す原発の運転そのものを凍結し、核燃料サイクル政策に関する国民的議論を一からやり直すべきだと私たち考えますが、いかがですか。福島県エネルギー政策検討会の9月の「中間とりまとめ」を経済産業省はどのように受け止め、どのように対処しようとしているのですか。

(4) 原発新增設についても、檜葉、富岡、大熊、双葉の4町長と町議会議長が「原発増設の凍結」を確認し、双葉町議会は1991年の福島第一7・8号増設決議を凍結する決議を採択しています。福井県でも、県知事と敦賀市長が、敦賀3・4号増設計画への事前了解を先送りしています。鹿児島県でも、川内3号増設計画の事前環境調査について「回答留保」状態を継続する方針です。原発の安全管理体制が極めてずさんであることが厳しく糾弾されており、この際、原発新增設計画そのものを経済産業省として凍結すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(5) 英国では昨年3月に新電力取引制度NETAへ移行し、スポット取引価格の低下に引っ張られて相対契約価格も下落したため、原発が市場で逆ざやを抱え、原子力発電会社のブリティッシュ・エネルギーが経営不振に陥り、英政府が最近、4.1億ポンド(約760億円)の緊急運転資金支援を決定しています。このように、英国でも電力自由化の下ではコンバインドガスタービン発電にたちうちで

きず、原発は生きていけないのです。日本の資源エネルギー庁は、表向きは電力に対し「総括原価方式でありながら、さらに無税積み立ての引当金制度適用を認めてきた。TRUなども処分方法の検討はこれから進む。これ以上の政策的措置となれば、国が事業を引き取ることになる」と脅かす一方、原発新增設や再処理事業を進めるため税金の投入を考えているとも伝えられます。一体どのような支援策を考えているのですか。このような支援をしなければ進められない危険な原発は、電力市場から退場させ、運転を止めるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

3. 原発検査制度について

(1) 保安院は原子力安全規制法制検討小委員会に9月26日提出した中間報告書案で、今回の事件の背景として、(a)運転中でも「新品同様」を求める部品の技術基準しかない、(b)国に報告すべきトラブルの明確な基準がない、と指摘し、これを根拠として維持基準を導入しようとしています。しかし、東京電力の9月調査報告書が指摘しているように、現場保修部門では「『スケジュールどおりに定期検査を終わらせて自分たちの電源を系統に復帰させる』ことが最大の関心事」でした。換言すれば、原発の設備利用率を80%以上へ高めるために、できれば40日間等で定期検査を済ませることが最大の関心事だったのです。設備利用率が40%を割り込んでいる火力発電所等では、これが最大の関心事ではありません。設備利用率が80%以上でないで発電原価でLNG火力に負けるという原発に特有の事情がそうさせているのです。だからこそ、定期検査で設備の異常を検出して技術基準への適合性を確保するという時間と費用のかかる任務を最大の関心事にはできなかったのです。原発が設備利用率60%程度でも経済的競争力のある電源なら、現行の基準の下で、余裕を持って、定期検査で異常を検出して徹底した対策をとり安全を確保することが最大の関心事になっていたはずで

経済産業省の試算によっても設備利用率が80%以上で30年程度以上運転し続けなければ原発の経済性が成り立たないという現状の下で維持基準を導入すれば、「スケジュール通りに定期検査を終わらせる」ために、維持基準を都合よく「活用」して今度は公然とひび割れを放置するようになると私たちは考えますが、いかがですか。維持基準を導入すれば、現場保守部門の「最大の関心事」が「スケジュール厳守」から「安全確保」に変わると主張する根拠を示して下さい。それとも、スケジュール厳守のためひび割れ等を放置できるように維持基準を導入するというのでしょうか。

(2) 東京電力による格納容器漏洩率偽装工作は「『スケジュールどおりに定期検査を終わらせて自分たちの電源を系統に復帰させる』ことが最大の関心事」であった結果、法令に定められた定期検査における「明確な基準」に反する違法行為を行うに至ったものだと私たちは考えますが、いかがですか。格納容器漏洩率についても維持基準を導入して緩和するのですか。

(3) 現行の原発安全管理体系の基本は、「告示501対象設備では常に設置時の状態が保持される」こと、つまり、新設時の技術基準を定め、それを運転中もずっと維持し続けることが前提になっています。「異常の発生の防止」「事故の発生、拡大の防止」「周辺への放射性物質の異常放出防止」の多重防護システムも、原発の耐震設計も、これが大前提です。電力会社もこれまで「年1回の定期検査で新品同様であることを確認しているのでご安心下さい」と言ってきたはずですが、運転とともに機器の劣化が進むのは当然ですが、それは設計余裕や保守・交換工事等で補えるから大丈夫だというのが、これまでの説明だったはずですが、それができなくなった理由を明らかにして下さい。

維持基準の導入によって原発の安全性は確実に低下し、原発重大事故の危険が高まると私たちは考えますが、いかがですか。

維持基準の導入は、既存の原発安全管理体系を

根底から作り変えることとなります。このように重大な事柄を「単なる検査制度の変更」としてこっそり持ち込むのは国民の信頼を欺くものです。原発立地県・市町村の合意は元より、広く国民的な合意を得る努力をするのが、経済産業省や原子力安全・保安院の義務だと私たちは考えますが、いかがですか。

(4) 今回の事件を契機に、保安院が提案している再発防止策のうち、維持基準の導入については先送りとし、(a)自主点検の法定化と国などの審査体制整備、(b)自主検査結果の記録保管の義務化、(c)監査部門の設置と罰則の強化、(d)定期検査、自主検査などの取り組み状況と評価結果などの情報公開、(e)新技術の工事、修理工法許認可の判断迅速化、(f)検査規定の明確化、(g)検査官など人材の質的向上を早急に実施し、13ヶ月間隔の定期検査体制を堅持し、年4回の保安検査だけでなく抜き打ち検査も導入し、検査態勢を抜本的に拡充し、ダブルチェック・監査体制を強化すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(5) 東京電力をはじめ電力会社には、現行法令を遵守するという最低限度の技術者倫理が欠落していることが明らかです。そのような電力会社に対しては、まず、技術者倫理をどのように醸成するのか、それが確立されない限り原発の運転を認めないという厳しい姿勢が必要だと私たちは考えますが、いかがですか。そのためには、現行の安全管理体系の下で(4)のような検査制度の厳格化を行い、現行法令を遵守させることが先決ではないかと私たちは考えますが、いかがですか。

(6) 維持基準については、そもそも許容基準そのものがこれから整備される段階であり、壊滅的な重大事故の危険を抱えた原発において、また、巨大地震の発生が近く予想される日本で、地震の少ない他国や重大事故の危険の少ない一般産業における維持基準を導入するのは拙速であり、「安全の確保を旨と」する原子力基本法第二条にも反

すると私たちは考えますが、いかがですか。

(7) 保安院が9月21日にまとめた維持基準の原案では、機器や材料ごとに、検査方法、ひび割れや劣化の安全評価、修理や交換方法を定めると伝えられています。たとえば、シュラウドでは厚みの半分程度の深さのひび割れを許容し、再循環系配管は深さ数mmのひび割れなら年に1度観察しながらの運転を認めるというものです。これらは、通常の運転条件で加わる応力や静的地震力を想定した評価にすぎません。原発設置時に行われる動的地震動評価、航空機墜落、重大な過渡変化時の拳動等は考慮されず、維持基準内のひび割れがすべての機器に存在する場合の評価もなされていません。これら进行评估しないでよいという根拠を示して下さい。

(8) 破断前漏洩(LBB)に関しては、応力腐食割れや腐食の関係する疲労破壊に対してLBBが必ずしも成り立たないことが課題として残されています。それは、亀裂の進展速度が腐食条件や応力のかかり方によって一様ではなく、また、事前の小漏洩をみることなくいきなり大破断に至る危険性があるということでした。これを教訓とするなら、維持基準の考え方が成り立つ大前提として、腐食条件や応力のかかり方が事前に精度良く予測できており、亀裂の伝播速度を完全に管理できていることが必要です。亀裂の進展速度をどのような根拠で求めているのですか。それが日本での実測と合致しているという証拠を示して下さい。

(9) 維持基準を導入している米国では、デービス・ベッセ原発で今年3月、圧力容器の管台のひび割れが発端となり、圧力容器自体の硝酸腐食が進んで空洞化し、厚さ1cmの上蓋内面ステンレスクラッドだけが皮一枚の状態が残っていたのが運良く発見されました。ひび割れを容認する緩んだ保守管理の結果が、このような危険な状態をもたらしたのです。

最近の日本の例でも、福島第一原発3号で、制

御棒駆動水圧系配管282本の242本(86%)がひび割れ、3本が貫通、13本で許認可基準3mm(外径3.4cm、肉厚6.4mmのステンレス製)を超える「粒内型応力腐食割れ」が起きていました。東京電力によれば、1994年にひび割れを確認しながら国に報告せず、「1998年の時点では、ひびの深さは最大でも約0.5mmで、放置しても大丈夫だと判断した。配管の厚さが3mmを割らないように管理していたつもりだったが、結果として割ってしまった」といいます。これは、東京電力が勝手に維持基準を先取りした結果です。維持基準を導入すれば、このような状態が全国の原発に蔓延するのではないかと私たちは考えますが、いかがですか。

(10) 維持基準への適合を判定するためには、ひび割れなどの異常を精度良く検出することが不可欠ですが、原発での点検データの精度は必ずしも十分高いとはいえません。超音波検査では溶接部の評価が難しく、渦電流探傷検査では40%程度の精度しかありません。また、新設時とは異なり、構造的に検査装置が接近できない場所があり、放射能汚染により検査に被曝が伴うことから高精度の検査が困難な場合があります。維持基準案作成時にはひび割れなどの検査精度をどのような実験データに基づいて、どのように評価しているのですか。

(11) 保安院は、電気事業法、経済省令62・告示501では維持基準を規定していないが、「ルールとして認めていないわけではない。特殊工事の認可を得れば要求事項を満たしたことになる」と弁明しています。それなら、維持基準を導入する必要はないということになります。特殊工事認可と維持基準導入はどのように違うのですか、具体的に示して下さい。特殊工事認可は現行法令で求められている「技術基準の適合義務」をすり抜ける方法として活用されているとすれば、それ自身が大問題だと私たちは考えますが、いかがですか。

4. 追加質問事項

(1) 格納容器気密試験の不正発覚を契機に、原子力安全・保安院は、福島第一、第二原発の10基に対し、運転開始時からの全記録の提出命令を出し、10月4日には東京電力と日立製作所が記録を提出しました。記録提出から10日余、問題発覚から20日余になります。福島第一原発1号の不正に対する調査結果を公表して下さい。また、東京電力という同一の会社内で人事交流があり、検査の下請会社も同一と推測されるにもかかわらず、なぜ柏崎原発は調査対象としないのですか。検査の下請会社は他の沸騰水型原発でも同様の検査をしているはずですが、なぜ他電力会社の原発を調査対象としないのですか。

(2) シュラウドに関して、柏崎刈羽3号では9月27日の東京電力の発表で、下部リング溶接部付近に最大深さ約11mm、長さ計3.2m、外周の19%に相当する大きな亀裂が超音波検査で確認されたほか、新たに、原子力安全・保安院の検査指示箇所(外3周、内1周)以外の、下部リングの1.5m下方のサポートリング内側に水中カメラで調査した45cmの範囲全体にひび割れのインディケーションが発見されています。しかも、柏崎刈羽3号は1993年8月11日の運転開始から9年目の比較的新しい原子炉です。

原子力安全・保安院通達(平成13・09・05原院第3号)でBWR設置者への要求事項として示された検査指針は、福島第二3号(1985年6月運転開始)で1994年以降何度も検出されたシュラウド下部リングのひび割れの兆候を東京電力が隠し、2001年7月6日に偶然発見を装って虚偽報告し、同年8月24日に原因と対策を報告したことを受けて、同年9月6日に出されたものです。今回、柏崎刈羽3号で運転開始9年目の早期に、下部リングだけでなく、その下方のサポートリング内側で高密度の傷が発見されたことは、本検査指針の誤りを事実で示すものだと私たちは考えますが、いかがですか。本検査指針の変更が必要だと私たち

は考えますが、いかがですか。他のBWR原発でも運転を停止し、同様の箇所(指針調査対象外の下部リング下方)の点検指示が必要だと私たちは考えますが、いかがですか。それとも、他の原発では下部リング下方を点検したのですか。点検したとすればその結果はどうだったのですか。

(3) 制御棒駆動水圧系配管の貫通亀裂を含むひび割れが、福島第一3号および4号で多数発見されています。この配管は通常時に制御棒駆動水およびスクラム時に高圧水を供給する重要な配管ですが、原子力安全・保安院はこれらの実態をどのように評価しているのですか。これらの配管ではひび割れが貫通するまで放置されていましたが、これらに対する現行の検査指針はどうなっているのですか。当該配管の周辺は高線量被曝の環境だと推測されますが、これらの配管に対する検査の頻度(何年に1回か)、抜取検査だとすればその抜取率はどのようになっているのですか。

原子力安全・保安院は、今回のひび割れ発見に基づいて、他のBWR原発に対し当該配管に関する検査指示を出したのですか。出さなかったとすれば、なぜ出さないのですか。他のBWR原発での当該配管の検査の方針および検査結果はどうなっているのですか。検査せずに「問題ない、安全だ」と宣伝しているのではないかと私たちは疑っていますが、本当はどうなのですか。

(4) 原子炉再循環系配管は大LOCA(大規模冷却材喪失事故)対象配管であり、再循環ポンプに接続されている配管を調査すればほぼすべてでひび割れが発見されています。ところが、現行検査では10年間で溶接線の25%を検査すれば良いことになっています。柏崎原発では、東芝製原子炉で一部だけ検査し、日立製原子炉では検査してないと言われています。再循環系配管を調査・検査せずに「問題ない、安全だ」と宣伝しているのではないかと私たちは疑っていますが、本当はどうなのですか。「10年間で溶接線の25%の検査」という方針を改め、全溶接線を毎年検査する必要

があると私たちは考えますが、いかがですか。

今年9月20日の東京電力の発表では、傷の大きい方が告示最小厚さまでの時間余裕が長くなるという評価結果になっています。たとえば、福島第二3号では「長さ67mm、深さ5.0mm」「長さ56mm、深さ6.0mm」などのひびで10年以上の余裕に対し、柏崎刈羽1号では「長さ33～59mm、深さ4.0～5.0mm」「長さ70mm、深さ6.0mm」など、より大きなひびであるにもかかわらず、12年以上の余裕と算定されています。同じ東芝製の同一寸法の再循環系配管で、なぜ、このような逆の評価結果になるのですか。

(5) SUS304製シュラウドでの損傷発見は1994年で、運転開始から20～25年目ですが、SUS316Lでの損傷発見は10年目です。「SUS316Lは応力腐食割れ耐性のある材料だ」と言われてきましたが、この主張は誤りだったと私たちは考えますが、いかがですか。SUS316L製シュラウドでの応力腐食割れの原因を究明しなければ、検査指針は決められないと私たちは考えますが、いかがですか。

(6) 原子力安全・保安院の10月1日の中間報告で明らかにされた「不正」は、8月29日の東京電力29件、9月20日の東京電力8件、中部電力2件、東北電力1件、日本原子力発電1件であり、これらは下請会社と電力会社における検査報告に矛盾があるかどうかの調査だけから明らかにされたものです。これ以外の不正は調査されていません。これだけでは運転中の原発の安全を保証するものではないと言えます。原子力安全・保安院は、限定された不正調査だけで、一体どのようにして、原発の安全性を保証するつもりですか。

(7) 電力会社が9月20日に提出した総点検実施計画をふまえ、原子力安全・保安院は9月26日、原発の重要な設備を対象に行われた自主点検での不正の有無については過去10年間(東京電力は14年間)にさかのぼり調査することを追加要請しています。ところが、関西電力は1996～2001年に

交換した原子炉容器上蓋については総点検しないと主張しています。これは上蓋の自主点検記録における不正を隠ぺいする意図があるのではないかと私たちは疑っています。佐々木保安院長は10月11日の衆議院経済産業委員会での北川れん子議員の質問に対し、交換した原子炉容器上蓋の自主点検記録も総点検の対象に含まれることを認めています。関西電力に対し、交換した原子炉容器上蓋についても総点検するよう改めて行政指導すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(8) 日本原子力発電の敦賀1号では、1996年のシュラウド超音波検査で47箇所にひび割れが見つかり、最大長さ364mm、最大深さ19mmと深刻でしたが、「異常なし」とし、自主点検を行ったこと自体を国に報告していなかったことが9月25日に判明しています。原子力安全・保安院は翌日、電気事業法に基づき報告徴収命令を出し、記録類の提出を求めましたが、10月1日には暫定調査結果を出し、日本原子力発電の「安全評価によれば」「機能低下またはそのおそれがあるものではなく」「点検結果の報告対象にもなっていない」としています。保安院は記録や安全評価に関する文書をわずか数日のうちに何人の職員でどのように調査したのですか。保安院は「日本原子力発電の安全評価が妥当である」とは一言も表明していませんが、保安院独自の安全評価をやっていないではありませんか。

保安院の暫定調査結果によれば、今回のように日本原子力発電が自主点検でひび割れを検出しても、社内で安全評価して「問題なし」と判断すれば、「異常なし」「良好」とウソの報告を行っても良いし、「適切な情報提供をすべきであった」が報告しなくても責任は問われないということになります。これは維持基準の先取りだと私たちは考えますが、いかがですか。これが認められるのであれば、「自主検査で要求されるものが厳しすぎるからデータ改ざんが行われた」という東京電力の主張は全く成立しないと私たちは考えますが、いかがですか。

(9) 平沼経済産業相は、10月11日の衆議院経済産業委員会での北川れん子議員の質問に対し、維持基準の導入により「安全レベルを下げることであってはならない」と回答しています。「維持基準」の詳細は不明ですが、原発新設時に求められる耐震設計の技術基準は「維持基準」には適用されないのではありませんか。「維持基準」では、単一の亀裂が静的地震力により破壊をもたらすかどうかだけが評価されたり、新品に対する耐震基準が必要とされる寸法にまで亀裂が進展しなければ良いと簡易に評価されたりして、緩和された耐震基準にされるのではありませんか。新品で考慮される動的地震動に対し、亀裂の入った機器が耐えられるかどうかについては評価されないのではありませんか。地震がほとんど起こらない欧米と地震国日本を比較して技術基準における最大の違いは耐震設計にあります。「老劣化した原発に対してクリアすべき耐震基準を緩くする」というのは「安全レベルを下げる」ことだと私たちは考えますが、いかがですか。また、構造物や機器のほとんどすべてにひび割れや緩みなど老劣化の進んだ原発に対し、新設時の技術基準をクリアしているかどうかを評価する方法は確立されていないと私たちは考えますが、いかがですか。だからこそ、新設時の技術基準を満たすように、ひび割れや損傷が見つければ、その大小にかかわらず、修理や保全対策が行われているのではないのですか。新品と老劣化品にダブルスタンダードを導入するのではなく、一貫した単一のスタンダードを新品から老劣化品まで適用すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(10) 村田成二経済産業省事務次官は今年9月30日の会見で「圧倒的に専門家が少なすぎる」と漏らし、保安院職員は「わからないことが多く苦労した。辞書を引ながら外国語を読むのに近かった。」と明かしています(10/2付毎日新聞)。東電社内調査の関係者は「自主点検分でいくら不正があっても、刑事告発されないのは分かっていた。

だが定検での偽装はまずい。このままでは本当に原発が止まってしまう」と述べています(10/2付読売新聞)。このような原子力安全行政の検査能力や評価能力のなさが電力会社の慢心を醸成し、今日の腐敗を招いたとも言えます。にもかかわらず、維持基準を導入し、ダブルスタンダードで老劣化した原発の満たすべき技術基準が緩められ、異常や故障の報告が少ない原発の定期検査間隔をのばすインセンティブ規制を導入するとあっては、電力会社の慢心は今回の件で矯正されるどころか、ますますひどくなると私たちは考えますが、いかがですか。それを防ぐには、新品から老劣化品まで一貫した厳しいスタンダードで厳格な検査と厳格な監査を電力会社に強制する以外にないと私たちは考えますが、いかがですか。そのためには、原子力安全・保安院の原子力推進行政からの独立性を高め、来年度前倒し設立予定の独立行政法人「原子力安全基盤機構」(仮称)への定期検査や保安検査等の業務委託をやめ、保安院自身の検査能力を高めること、さらに、検査指針、検査内容、検査結果をダブルチェックする強力な監査機関を、経済産業省とは独立して設立し、原子力安全委員会の下に置くことが必要だと私たちは考えますが、いかがですか。

以上

注：10月2日の第一次提出分における誤字修正以外に文言を修正した箇所は以下の3項目です。

2(2)：文言追加

2(5)：文言修正

3(4)：文言修正

「4. 追加質問事項」の(1)～(10)は第1次提出分からの新たな追加質問項目です。

共同提出団体および個人（72団体、180個人：ホームページでは、個人名は姓だけ表示）

- [北海道] 函館[下北]から核を考える会、ストップ大間原発道南の会、核の諸問題を考える会、沙流川を守る会、山道アイヌ言学校、北海道大きなかぶの会、無防備・非核市民ネットワーク北海道、健康をつくる会、北海道学校事務労働組合、市民グループ大地の会、苫小牧自然エネルギー研究会、消費生活を考える会、苫小牧の自然を守る会、ホテル通信社、林、野村、アシリ、山川、斉藤、館崎、谷、今井、安藤、斉藤、吉崎、武部、吉成、湊、市川、山田、喜多、横山
- [青森] 花とハーブの里、再処理とめよう！全国ネットワーク、菊川、福澤、平野、宮本
- [福島] 双葉地方原発反対同盟、脱原発福島ネットワーク、石丸、佐藤
- [宮城] みやぎ脱原発・風の会
- [新潟] 柏崎原発反対同盟、原発反対柏崎刈羽を守る会連合、巻原発を考える新潟市民フォーラム、大西、武本
- [埼玉] 稲月、旦保、野口
- [茨城] 反原発茨城共同行動、根本
- [千葉] 原発いらぬ！ちば、崎山、根本
- [東京] NCC（日本キリスト教協議会）平和・核問題委員会、原子力資料情報室、日本山妙法寺、たんぼぼ舎、いろりばた会議、日本YWCA、未来を考える会、日本消費者連盟反原発部会、核のゴミキャンペーン、日本キリスト教団神奈川教区核問題小委員会、ストップ・ザ・もんじゅ東京、川尻、小笠原、伴、神谷、鈴木、仁木、川端、武田、大浦、木下、斉藤、富山、安達、古荘、古荘、唐津、小原、小笠原、高木
- [神奈川] 佐藤、小沼
- [長野] 西村
- [静岡] 浜岡原発を考える静岡ネットワーク、長野
- [愛知] 安楽、岡田、宮崎、村上
- [三重] 脱原発みやまネットワーク、杉本、福岡
- [滋賀] 池野
- [京都] 京都原発研究会、吉野、山田、原、宮地、宮地、山田、細川
- [大阪] 日高原発に反対する大阪の会、ヒバク反対キャンペーン、地球救出アクション97、若狭連帯行動ネットワーク、ままはぶん、ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、チェルノブイリヒバクシャ救援関西、地球環境と廃棄物を考える会、科学技術問題研究会、ウメチカ・フォーラム、脱原発にがよもぎの会、前田、長沢、久保、久保、定森、猪又、三田、山崎、稲岡、岸本、西尾、岡村、山本、真野、山本、住吉、佐藤、森本、遠藤、ル・パップ、山科、佐野、村田、中井、小森、中嶋、横山、清水、奥村、小村、小村、栗原、栗原、田中、田中、坂田、坂田、道脇、三田、三輪
- [兵庫] 反原発神戸地区研究者の会、原発の危険性を考える宝塚の会、安全食品連絡会、さよならウラン連絡会、このゆびとまれ、橋本、小坂、寺西、振津、建部、田辺、田中、中川、熊沢、井上、大日向、田村、山中、兼子、辰野、牧野、大和田、大和田、赤部、栗山
- [奈良] 反原発奈良教職員の会、奈良脱原発ネットワーク、堀田、上島、梅本、中西、井上、中西
- [和歌山] つゆくさ大地の会、寺井、今津、木川田
- [福井] つるが草の根の会、つるが反原発ますほのかい、R-DANネットワークつるが、「止めなくちゃ！げんばつ」連絡会、石地、増田、松下、山崎、五十嵐、田代、芦野、西條、岡村
- [島根] 島根原発増設反対運動、芦原
- [香川] 喜岡
- [愛媛] 原発さよならえひめネットワーク、原発なしで暮らしたい松山の会、原発さよなら四国ネットワーク、阿部悦子と市民の広場、阿部、安部、有重、井谷、大野、大本、古茂田、須藤、垂水、新山、白石、泰、渡部、小倉
- [広島] 原発はごめんだヒロシマ市民の会、木原、上田
- [山口] 原発に反対し上関の安全と発展を考える会、上関原発を建てさせない祝島島民の会、原発いらん！山口ネットワーク、河本、山戸、三浦
- [鹿児島] 川内原発建設反対連絡協議会、川内つゆくさの会、荒武、鳥原、小原、馬場園、村田、若松、佃、平原、堀之内、鳥原、堀之内、鳥原、鳥原

共同提出団体および個人（72団体、180個人：ホームページでは、個人名は姓だけ表示）
（10/21振込分までの追加1団体、4個人、合計73団体、184個人）

- [北海道] 函館[下北]から核を考える会、ストップ大間原発道南の会、核の諸問題を考える会、沙流川を守る会、山道アイヌ言学校、北海道大きなかぶの会、無防備・非核市民ネットワーク北海道、健康をつくる会、北海道学校事務労働組合、市民グループ大地の会、苫小牧自然エネルギー研究会、消費生活を考える会、苫小牧の自然を守る会、ホテル通信社、林、野村、アシリ、山川、斉藤、館崎、谷、今井、安藤、斉藤、吉崎、武部、吉成、湊、市川、山田、喜多、横山
- [青森] 花とハーブの里、再処理とめよう！全国ネットワーク、菊川、福澤、平野、宮本
- [福島] 双葉地方原発反対同盟、脱原発福島ネットワーク、石丸、佐藤、青木
- [宮城] みやぎ脱原発・風の会
- [新潟] 柏崎原発反対同盟、原発反対柏崎刈羽を守る会連合、巻原発を考える新潟市民フォーラム、大西、武本
- [埼玉] 稲月、旦保、野口
- [茨城] 反原発茨城共同行動、根本
- [千葉] 原発いらぬ！ちば、崎山、根本
- [東京] NCC（日本キリスト教協議会）平和・核問題委員会、原子力資料情報室、日本山妙法寺、たんぼぼ舎、いろりばた会議、日本YWCA、未来を考える会、日本消費者連盟反原発部会、核のゴミキャンペーン、日本キリスト教団神奈川教区核問題小委員会、ストップ・ザ・もんじゅ東京、反原発運動全国連絡会、川尻、小笠原、伴、神谷、鈴木、仁木、川端、武田、大浦、木下、斉藤、富山、安達、古荘、古荘、唐津、小原、小笠原、高木、西尾
- [神奈川] 佐藤、小沼
- [長野] 西村
- [静岡] 浜岡原発を考える静岡ネットワーク、長野
- [愛知] 安楽、岡田、宮崎、村上、伊藤
- [三重] 脱原発みやまネットワーク、杉本、福岡
- [滋賀] 池野
- [京都] 京都原発研究会、吉野、山田、原、宮地、宮地、山田、細川
- [大阪] 日高原発に反対する大阪の会、ヒバク反対キャンペーン、地球救出アクション97、若狭連帯行動ネットワーク、ままはぶん、ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン、チェルノブイリヒバクシャ救援関西、地球環境と廃棄物を考える会、科学技術問題研究会、ウメチカ・フォーラム、脱原発にがよもぎの会、前田、長沢、久保、久保、定森、猪又、三田、山崎、稲岡、岸本、西尾、岡村、山本、真野、山本、住吉、佐藤、森本、遠藤、ル・パップ、山科、佐野、村田、中井、小森、中嶋、横山、清水、奥村、小村、小村、栗原、栗原、田中、田中、坂田、坂田、道脇、三田、三輪、高田
- [兵庫] 反原発神戸地区研究者の会、原発の危険性を考える宝塚の会、安全食品連絡会、さよならウラン連絡会、このゆびとまれ、橋本、小坂、寺西、振津、建部、田辺、田中、中川、熊沢、井上、大日向、田村、山中、兼子、辰野、牧野、大和田、大和田、赤部、栗山
- [奈良] 反原発奈良教職員の会、奈良脱原発ネットワーク、堀田、上島、梅本、中西、井上、中西
- [和歌山] つゆくさ大地の会、寺井、今津、木川田
- [福井] つるが草の根の会、つるが反原発ますほのかい、R-DANネットワークつるが、「止めなくちゃ！げんばつ」連絡会、石地、増田、松下、山崎、五十嵐、田代、芦野、西條、岡村
- [島根] 島根原発増設反対運動、芦原
- [香川] 喜岡
- [愛媛] 原発さよならえひめネットワーク、原発なしで暮らしたい松山の会、原発さよなら四国ネットワーク、阿部悦子と市民の広場、阿部、安部、有重、井谷、大野、大本、古茂田、須藤、垂水、新山、白石、泰、渡部、小倉
- [広島] 原発はごめんだヒロシマ市民の会、木原、上田
- [山口] 原発に反対し上関の安全と発展を考える会、上関原発を建てさせない祝島島民の会、原発いらん！山口ネットワーク、河本、山戸、三浦
- [鹿児島] 川内原発建設反対連絡協議会、川内つゆくさの会、荒武、鳥原、小原、馬場園、村田、若松、佃、平原、堀之内、鳥原、堀之内、鳥原、鳥原